

1 趣旨

AT小型限定普通二輪免許に係る技能教習の安全性等を確保しつつ、その教習日数を短縮するために1日の技能教習時間の上限を緩和することの可否に関する調査研究の結果を踏まえ、AT小型限定普通二輪免許の1日の技能教習時間の上限等を見直すほか、普通二輪免許の運転シミュレーター教習に係る経過措置を廃止するため、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）を改正するもの。

※ 「AT小型限定普通二輪免許」：運転することができる普通二輪車が、クラッチ操作を要しないAT機構がとられた125cc以下のものに限定された普通二輪免許

2 改正案の概要

(1) AT小型限定普通二輪免許に係る技能教習時間の上限等の見直し

普通免許等保有者に対するAT小型限定普通二輪免許に係る教習の1日の技能教習時間の上限（基本：2時限、応用：3時限、合計：3時限）を1時限ずつ引き上げることとする。

また、教習中の事故防止の観点から、1日に4時限の技能教習を行う場合には、所要の休息を置くことを義務付けることとする。

(2) 普通二輪免許の運転シミュレーター教習に係る経過措置の廃止

普通二輪免許の教習の一部については、その効果的な実施を図るため、運転シミュレーターを使用することとされた（平成8年の府令改正）。その際、経過措置が設けられ、施行前から当該教習を行う指定自動車教習所は、当分の間、運転シミュレーターを使用しないことも可能とされた。

当該経過措置が設けられてから既に約20年以上が経過し、近年廉価な運転シミュレーターも市販されていること等を踏まえ、当該経過措置を廃止することとする。

(3) その他の改正

その他所要の規定を整備することとする。

(4) 施行期日

- (1) 関係：公布の日から起算して30日を経過した日
- (2) 関係：公布の日から起算して3年を経過した日
- (3) 関係：公布の日（本年6月上旬）

3 意見公募手続の実施結果

平成30年4月9日（月）から平成30年5月8日（火）まで意見公募手続を実施した結果、78件の意見が寄せられた。

岡山県警察は、平成16年9月3日、岡山県津山市内において小学女児が殺害された事件に関し、平成30年5月30日、被疑者を殺人の事実で通常逮捕した。

1 被疑者

無職

39歳（当時25歳）

2 被害者

岡山県津山市 小学3年生 A女 当時9歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成16年9月3日、被害者方において、被害者の頸部を絞め付けた上、刃物で胸腹部を複数回突き刺して殺害したものの。

4 捜査の経過

- 平成16年9月3日午後3時35分頃、被害者の姉が帰宅し、意識不明で倒れている被害者を発見。搬送先の病院で死亡確認。
- 同日、遺体の状況等から殺人事件と判断し、捜査本部を設置。
- 所要の捜査により被疑者を特定し、平成30年5月30日、殺人の事実で通常逮捕。